

○財務省告示第五百三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十五年六月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年七月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
割引短期国庫債券（第三百三十一回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。	適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てると。	億円で一兆六千九百九十九億	九兆六千九百九十七億三千八百九十九万五千円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年六月二十日	額面金額百円につき九十九円九角

十二	十三	十四	十五	十六	十七
募入平均	償還期	償還金額	元金支払	入札参加	払込期日
額面金額百円につき九十九円九	十九銭	償還金を支払う。	額面金額百円につき百円	財務大臣から通知を受けた者	平成十五年六月二十日
	平成十六年六月二十一日	償還期が銀行休業日に	当たるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	